

平成 29 年 4 月 3 日

大阪府知事 松井 一郎 様  
大阪市長 吉村 洋文 様

大阪府市地方独立行政法人  
大阪健康安全基盤研究所評価委員会  
委員長 山西 弘一

### 意 見 書

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に係る役員の報酬等の支給基準について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 56 条第 1 項において準用する同法第 49 条第 2 項に基づく大阪府市大阪健康安全基盤研究所評価委員会の意見は下記のとおりである。

### 記

法第 56 条第 1 項の規定において準用する同法第 48 条第 2 項の規定に基づく役員の報酬等の支給基準については、意見の申し出はない。

以上